

## 新潟市国家戦略特区推進協議会開催要綱

## (目的)

第1条 国家戦略特別区域法（平成25年12月13日法律第107号）に基づく区域計画の策定及び推進にあたり、関係団体、関係事業者、学識経験者、市民等からの幅広い意見の聴取及び関係団体間での情報共有を図るため、新潟市国家戦略特区推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

## (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 国家戦略特別区域会議との情報共有及び意見具申
- (2) 関係団体間の連絡調整
- (3) 国家戦略特区の推進に関する事項
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

## (委員構成)

第3条 協議会は、関係団体、関係事業者、学識経験者、市民等のうちから市長が選任した者をもって構成し、別紙名簿のとおりとする。

## (委員任期)

第4条 委員の任期は、就任の日が属する年度を含め2年以内とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会には会長1名及び副会長4名以内を置き、会長は委員の互選によって定める。また副会長は会長の指名によって定める。

2 会長は、協議会の会議を進行する。

3 副会長は、会長が欠けるとき、又は会長に事故があったときはその職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会は、会長が議題に応じて委員の中から出席者を決定し、招集する。

2 会長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

## (分科会)

第7条 協議会は、具体的な計画の推進や課題を個別に検討するため、分科会を開催することができる。

(守秘義務)

第8条 協議会委員及び分科会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は農林水産部ニューフードバレー特区課に置く。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は農林水産部ニューフードバレー特区課で行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。